

## 中国からの訪日団体観光査証の緩和（家族観光の実現）について

昨年末の福田総理訪中時（平成19年12月28日）に表明されたとおり、現行の団体観光に加えて本年3月より「家族観光」が実現され、外務省において以下の査証緩和措置が講じられました。

### 今回の緩和措置（家族観光の実現）の概要

【対象者】中国全土の、十分な経済力を有する者とその家族（三親等以内）

【人 数】2名又は3名だけの少人数旅行（中国側添乗員を含まない）

【実施時期】平成20年3月より

### （参考）現行の団体観光ビザ制度

【対象者】中国全土の、全ての国民

【人 数】4名以上概ね40名以下での団体（中国側添乗員を含まない）

【実施時期】平成17年7月より中国全土を対象

（平成12年9月より地域限定で導入し、その後対象地域を拡大）